

# COP17等報告会 (森林分野)

川上 豊幸

熱帯林行動ネットワーク 運営委員  
レインフォレスト・アクション・ネットワーク  
日本代表部



## アウトライン

- 活動概要
- セーフガード情報提供システム
- 参照レベル設定
- 資金オプション
- 評価
- 今後の検討課題

# 活動概要

- CAN(Climate Action Network)と連携して、CAN Japanとしての活動
- ECA(Ecosystem Climate Alliance)と連携して、森林分野(LULUCFとREDD+)に関する活動(ECAには、Global Witness, Environmental Investigation Agency, Wetland International, Rainforest Foundation等が参加)
- 関連情報についての情報収集・ネットワークづくり等

## REDD+概要：セーフガード

- セーフガード（予防措置）CP.16, Annex I, 2
- 構造レベルの項目
  - (a)国家森林計画の目的、条約や協定を補完、合致
  - (b)透明で効果的な国家の**森林ガバナンス**構造
  - (c)国連総会での先住民族の権利宣言(UNDRIP)を留意し、**先住民族や地域住民の知識や権利を尊重**
  - (d)**利害関係者の完全で効果的な参加**
- 行動レベルの項目
  - (e)天然林の土地転換には利用せず、代わりに天然林や**生態系サービスの保護や保全、社会的環境的ベネフィットを強化するようなインセンティブを与えるため**に利用することを確保して、**天然林の保全や生物多様性の保全**に合致する行動
  - (f)**反転リスクに対処する行動**
  - (g)**排出の転移を減少する行動**

# セーフガード情報提供システム

- 非常に一般的なガイダンスのみ。
- 重要な要素を取扱い損ねている。
- これら情報を、いかにセーフガード実施状況の評価に利用するか不明。
- 利害関係者が、どのように情報をインプットできるのか取り上げていない。
- 国際レベルの情報提供の要約(summary)の内容が不明。それぞれの確認方法は？
- 次期SBSTAでさらにガイダンスが必要かどうかを検討する。

## 重要な要素

- **目的**(国内外関係者への実施状況と支援向け情報提供)
- **特性**(透明、参加、一貫性、完全性、比較可能、正確性)
- **設計** (a)担当部局、b)紛争解決や苦情処理を含めた関連する規制・法制・政策、実施のための担当組織、c)情報収集のための関連する既存システムの利用と評価、d)利害関係者間の合意を生む精緻化プロセス、e)情報収集と評価のための多様な情報源の利用、f)社会環境影響評価、g)ギャップ分析と改善)
- **提供情報の内容** (a) 全活動のSDとの一致状況、改善状況、社会環境等SD関連での活動実施による影響、b)事例を含め、紛争解決・苦情処理体制の有効性評価、c)一致しない場合の対応措置、d)情報収集と情報評価体制と改善状況、e)影響評価とギャップ分析、f)現場、地域、国内外のニーズに対応した情報提供の方法)

# 重要な要素

- **報告フォーマットと時期** (a)国内システムによる情報は利用可能なフォーマットで公表、定期的更新、b)共通テンプレートを利用し隔年更新報告と国別報告書に付属、c)共通テンプレート作成、d)他のUNFCCCシステムやREDD+関連組織(FCPFやUNREDD)のプロセスとの調和、e)UNFCCC事務局で情報収集と提供、f)国内システム設計の情報提供のためSBSTAへ中間報告)
- **情報提供後：レビュー、フィードバック、支援、他組織との連携** (a)情報の独立専門家によるレビュー、b)能力開発や改善の支援内容のフィードバック、c)成果ベース支払に必要なSD実施の独立評価、d)独立した紛争解決システムや報告プロセスを含め、他の国際組織からのインプットと支援への連携規定)
- **追加ガイダンスと明確化** (a)SGの解釈と国内システムの評価実施、b)共通フォーマット内容の検討、c)一貫性と比較可能性を確保するための枠組を含めた情報収集ガイダンス、d)SDと成果に基づく支払との関係性の明確化)

## 先住民族の土地権とFPICの対処状況

国名	先住民の土地権	FPIC
パナマ	○	×
ペルー	×	△(部分的)
ガイアナ	×	△(部分的)
スリナム	×	×
パラグアイ	×	△(部分的)
カメルーン	△(部分的)	×
DRC	×	×
インドネシア	×	△(部分的)

- FPIC: Free Prior Informed Consent (事前段階での自由で十分な情報提供の下での合意)
- Forest Peoples Program, Lessons from the field: REDD+ and the rights of indigenous peoples and forest dependent communities, Rights, forests and climate briefing series, November 2011

# 先住民族グループからの批判



## 参照レベルについて

- 参照レベルの決定も大枠のみ決定。
- Decision 4/CP.15, パラ7を考慮して参照レベルを作成することを決定。→「途上国は、GHGインベントリーの人為的森林関連の排出・吸収と整合性を保ち、歴史的データを考慮して、国情に合わせ調整し、関連のCOP決定に沿って行う。」
- 重要な排出源プール、ガス、REDD+活動は除外せず。→泥炭地からの排出も含まれる。
- 次期SBSTAで作成するガイダンスに沿って、参照レベルについての技術評価を行う。
- 参照レベルの設定方法は特定せず。
- 適正な参照レベル設定ができるのか？

## 資金オプション

- 実証活動の経験を踏まえ、環境十全性を確保し、セーフガードを含めた関連規定を十分に尊重した上で、途上国の取組の成果を支援するための適切な市場ベースアプローチがCOPによって開発され得ることを検討（パラ66）
- 非市場アプローチの作成も言及（パラ67）

# 評価

## ■ 参照レベルと資金オプション論議

- ・ 市場型アプローチへの懸念：
- ・ 環境十全性への対応 → 参照レベルの設定だけで、過大で、仮想的な「削減量」が創出され、実質的な排出増の可能性あり
- ・ 「共通だが差異のある責任」や歴史的責任への対応  
→ 先進国の削減を途上国が肩代わりし、先進国の削減努力へのインセンティブを削ぐ可能性あり

## ■ セーフガード状況の情報提供システム

- ・ 国際レベルでの情報提供体制は不十分
- ・ セーフガードの確認内容や方法が不明確

# 今後の検討課題

- ・ 3月5日までに、成果に基づく行動への資金調達と、  
~~CP.16パラ68-70と72~~に関する活動の検討に関する  
モダリティや手続に関する見解を提出を求める。
- ・ これを受けて技術ペーパー、ワークショップ開催予定
- ・ 2月28日までに、特に
- ・ 森林減少・森林劣化の原因 (drivers) への対処と
- ・ 国家森林モニタリング・システム  
これに加えて、
- ・ 土地制度問題 (ex.先住民族や地域住民の権利)
- ・ 森林ガバナンス問題
- ・ ジェンダー配慮
- ・ セーフガード  
についての見解を受け付け

## 原因(Drivers)の議論から

- 各地域における森林減少や森林劣化の原因、潜在的原因の確認
- それへ対処する戦略計画、行動計画作成。
- そのための利害関係者による参加確保  
→ FPICの実施状況確認、ジェンダー配慮、苦情処理システム等。
- そのための支援活動・資金提供  
→ SDPAMs（持続可能な政策パッケージ）  
→ 資金フローに関する不正監視体制

## 民間資金や先進国の重要な役割

- 森林減少や森林劣化を引き起こすような原因への資金利用の抑制・回避への先進国側の支援 ~ 需要管理政策
- Ex. 違法伐採対策政策 米国の改正レー シー法やEUのFLEGTプロセス
- 森林/土地/泥炭地の持続可能な管理を支 援する購入活動：調達方針の策定と実施
- それを支援する政策措置